

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 1月 1日～ 令和 11年 12月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、全職員に周知を図る。

### <対策>

- 令和 7年 1月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 7年 1月～ 職員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 2月～ 制度に関するパンフレットの配布、研修などによる全職員への周知

目標2：子の看護休暇及び介護休暇について法を上回る日数を取得できるようにする。

### <対策>

- 令和 7年 1月～ 職員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 2月～ 育児・介護休業規程の改定  
説明会による職員への周知

目標3：令和11年12月までに、新規女性農業従事者を3名以上確保するため、働きやすい職場環境づくりをすすめる。

### <対策>

- 令和 8年 7月～ 現状を把握し問題点の抽出を行う
- 令和 8年 7月～ 法人役員会での検討開始
- 令和 8年 11月～ 女性用更衣室の設置が完了し、令和10年3月までの雇用確保を目指し、求人活動を推進する
- 令和 9年 4月～ 女性が働きやすい環境づくりの研修に参加する

目標 4：令和 10 年 12 月までに、女性農業従事者の比率を現在の 37%から 50% 以上にすることを旨す。

〈対策〉

- 令和 8 年 7 月～ 在職中の女性従業員へ現状の問題点についてヒヤリング開始
- 令和 8 年 7 月～ 在職中の女性従業員を外部研修会等へ参加させ、法人としての取り組みを外部に周知させる
- 令和 8 年 7 月～ 女性高校生を含む高校生求人募集活動を開始する
- 令和 8 年 8 月～ 女性従業員が、今後継続的に活躍できる中期営農計画（3 年間）を作成する